

## 日本薬学図書館協議会 旅費規則

日本薬学図書館協議会規則第4号

制定：2019年6月8日

改正：2022年7月1日

改正：2022年11月15日

### (目的)

第1条 日本薬学図書館協議会(以下「本会」という。)の事業において、会員または非会員が役務または依頼により会議等に出席する際の旅費について定める。

### (旅費の定義)

第2条 旅費とは以下の各号とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

### (交通費の算定基準)

第3条 交通費および日当の金額は、移動範囲に応じて以下の各号とする。

- (1) 移動範囲が同一都道府県の場合には、交通費および日当を併せて3,000円とする。
- (2) 移動範囲が近郊(隣接都道府県内)の場合には、交通費および日当を併せて4,000円とする。
- (3) 第2項の方法で算定した交通費の額が4,000円を超える場合には、上記(1)、(2)に関わらず、算定した交通費と日当(2,000円)を併せて支給する。

- 2 交通費は、原則として最も経済的な通常の経路により、会員等の主たる勤務先または自宅の所在地を起点とした目的地までの最寄りの交通機関で最短距離により計算する。ただし、業務の都合または災害・交通事故その他やむを得ない理由により順路を変更する場合には、この限りではない。
- 3 鉄道等の利用による交通費は、通常期旅客運賃を算定の基礎とし、往復割引が利用可能な場合には、往復割引の運賃を適用する。
- 4 航空機を利用する場合は、エコノミークラス料金とする。
- 5 パック旅行を利用した場合には、パック料金で支給する。
- 6 航空機またはパック旅行を利用した場合および宿泊した場合は、支払った料金を示す領収書、受付証などの証票を事務局に提出するものとする。

### (宿泊費の支給)

第4条 宿泊費の支給は以下の各号によるものとする。

- (1) 会務が2日以上に及ぶ場合
- (2) 会務の開始時間や終了時間の事情により宿泊しなければならない場合
- (3) その他、会長が必要と認めた場合

(宿泊費の計算)

第5条 宿泊費は、1泊につき14,000円を限度として実費を支給する。ただし、災害、その他やむを得ない理由により限度を超えた場合は、この限りではない。

(支給の例外)

第6条 所属機関等から旅費の支給がある場合、重複する経費を支給しない。

(協議処理)

第7条 本規則に定めのない事項については、専務理事と財務委員会担当理事が協議して決める。

(附則)

第8条 この規則は2019年6月8日から施行する。なお、2012年2月17日施行の日本薬学図書館協議会旅費規程は廃止する。

第9条 この規則は2022年7月1日から施行する。

第10条 この規則は2022年11月16日から施行する。